

取扱注意

兵庫県青年洋上大学同窓会規約

(名称)

第1条 本会は「兵庫県青年洋上大学同窓会」と称する。

2 本会の英語表記を「The alumni association of The Hyogo Ship for the Youth」とする。

(事務局)

第2条 本会は事務局を神戸市長田区腕塚町5-5-1 アスタくにつか1番館 北棟2階206に置く。

(会員)

第3条 本会の会員は次のとおりとする。

(1) 兵庫県青年洋上大学、近畿青年洋上大学、勤労青年洋上大学、及び兵庫県青年洋上大学海外養成塾に参加し、入会金を収めた個人を会員とする。

(2) 前号に定める会員が年会費を納めている間を正会員とする。

(3) 第1号の規定にかかわらず本会の事業を賛助し、年会費を収めた個人及び団体を賛助会員とする。

2 賛助会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 会費を滞納したとき。

(4) 地区代表者会において議決され、会長が承認したとき。

(目的)

第4条 本会は前条に定める会員が、国内外派遣の経験をもとに国際理解を深め、国際親善に寄与すると共に会員相互の研修を行い、連絡提携により親和を保つことにより地域指導者としての立場と使命感を自覚して、心豊かな社会の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 海外青年との親善交流

(2) 地域及び職場の青少年活動の指導者育成

(3) 会員相互の研修と親睦

(4) 会報、名簿等の発行

(5) その他、本会の目的達成のための活動

(組織)

第6条 本会に次の組織を置く。

(1) 地区代表者会（役員で構成）

(2) 本部事務局（事務局長及び事務局員で構成）

(3) 本会の事業を推進するための特別委員会（会員内外で構成）

(4) 本会の事業を推進するための運営委員会及び実行委員会（会員で構成）

(5) 評議会（歴代会長、歴代地区代表者及び役員等で構成）

(6) 総会（会員で構成）

(7) 神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路、沖縄の各地区

(役員とその職務)

第7条 本会に次の役員を置き、会の運営にあたる。

(1) 会長1名、本会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長2名以上4名以内、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(3) 会計長1名、本会の会計を統括する。

(4) 事務局長1名、本会の企画・運営に関する事務を統括する。

(5) 地区代表者8名、各地区を代表し地区活動を統括する。

取扱注意

- (6) 監事2名、活動状況及び会計の監査にあたる。
- 2 役員の任期は1年とし再任を妨げない。
- 3 補充による役員の任期は前任者の在任期間とする。

(役員の選出)

第8条 本会の役員は次の方法で選出する。

- (1) 会長、副会長、会計長及び事務局長は、正会員の中から選出し、地区代表者会で決定する。
- (2) 地区代表者は、その地区の正会員の中から選出する。
- (3) 監事は、顧問若しくは評議会の推薦により正会員の中（本部事務局外）から1名、公益財団法人兵庫県青少年本部から1名をそれぞれ選出し、地区代表者会で決定する。

(地区代表者会)

第9条 地区代表者会は、会長の招集又は地区代表者あるいは監事の要求により会長が招集することにより開催され、沖縄地区代表者及び監事を除く役員の3分の2以上の出席で成立する。

(議決)

第10条 地区代表者会は、次の事項を審議し、沖縄地区代表者及び監事を除く役員の過半数の承認により決定する。

- (1) 会長、副会長、会計長、事務局長、監事、名誉会長、顧問及び名誉顧問
- (2) 予算及び決算
- (3) 事業計画及び事業報告
- (4) 特別委員会の設置及び、改廃並びに運営規則
- (5) 規約の改正
- (6) その他本会の運営に関する重要事項

(本部事務局)

第11条 本部事務局は、事務局員若干名を置き、地区代表者会での決定事項に基づき本会の企画・運営に関する事務にあたる。

(特別委員会)

第12条 特別委員会は、地区代表者会において決定された規則に基づき運営を行い、本会の事業を推進する。

(運営委員会、実行委員会)

第13条 会長は、本会の事業を推進するために必要な運営委員会並びに実行委員会を設置することができる。

(評議会)

第14条 評議会は、新旧会員相互の交流、情報交換を目的として、会長が召集することにより開催される。

- 2 評議会は、歴代会長、歴代地区代表者、役員及び会長が認める者で構成される。

(総会)

第15条 総会は、会長の招集又は正会員総数の10分の1以上の要求により会長が招集することにより開催される。

- 2 総会は、地区代表者会での決定事項を総会出席者により協議する。

(地区活動)

第16条 各地区は、本会の目的達成のための組織を設け、独自の活動を行うと共に地区代表者会の決定事項及び本部事務局の協力要請について便宜をはかる。

(名誉会長、顧問及び名誉顧問)

第17条 本会に名誉会長、顧問及び名誉顧問を置くことができる。名誉会長、顧問及び名誉顧問は、地区代表者会の承認を得て、会長が委嘱する。

取扱注意

(会計)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。また、本会の経費は会員からの入会金、年会費、事業に伴う収入、補助金、寄付金及びその他の収入をもって当てる。

(規則の改正)

第19条 本会規則の改正は、会長又は地区代表者の発案により地区代表者会において決定する。

(付 則)

第1条 本会規約の実施について必要な規則は別に定める。

第2条 地区代表者会において規約の改正が決定された場合、新しい規約は決定された日より施行する。

[改 正]

昭和47年 5月28日 制定

昭和48年 4月22日 改正

昭和50年 4月 6日 改正

昭和55年 4月13日 改正

昭和61年10月25日 改正

平成 5年10月 6日 改正

平成13年 9月30日 改正

平成20年 4月20日 改正

平成23年 5月21日 改正

平成29年10月21日 改正

昭和49年 5月12日 改正

昭和52年 4月24日 改正

昭和58年10月15日 改正

平成 4年 5月31日 改正

平成 9年 3月29日 改正

平成16年10月 2日 改正

平成20年 9月27日 改正

平成24年 4月21日 改正

令和 7年11月15日 改正